

新婚さんの新生活を応援します！

かほく市では結婚に伴う新生活の費用（家賃、引越費用など）を支援します！！

WEDDING

HAPPY

MARRIAGE

結婚資金にお悩みのカップルに

・住宅取得費

・住宅賃借費

（家賃・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）

・住宅リフォーム費用 ※一部対象外
（婚姻日から1年以内に契約したもの※婚姻を機とする）

・引越費用

対 象 世 帯 の 要 件

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届出した夫婦
- ② 夫婦の合計所得が500万円未満であること
（奨学金を返済している場合は、年間の返済額を控除）
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 申請日より3年以上継続してかほく市に居住する意思があること
- ⑤ 対象となる住居が市内にあり、対象となる住居に夫婦の住所があること
- ⑥ 夫婦ともに市税などの滞納がないこと
- ⑦ 他の公的住宅補助などを受けていないこと
- ⑧ 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと

最大

60万円

を補助

※夫婦の年齢により補助額
が変わります

問い合わせ先

かほく市地域政策部地域創生課 〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地
TEL:076-283-7132 Mail:chiiki@city.kahoku.lg.jp

補助金の申請方法

1. 事前申込

かほく市結婚新生活支援事業補助金事前申込書に以下の書類を添えて提出してください。

必 要 書 類	
1	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
2	所得証明書
3	納税証明書
4	【住宅賃借の場合】 賃貸者契約書の写し
5	【住宅取得またはリフォームの場合】 請負(売買)契約書の写し
6	【貸与型奨学金を返済した場合】 返済したことがわかるもの

2. 交付申請 **令和8年3月31日まで**

かほく市結婚新生活支援事業補助金交付申請書に以下の書類を添えて提出してください。

必 要 書 類	
1	世帯全員分の住民票の写し(続柄記載)
2	【住宅賃借の場合】住宅手当支給証明書(支給されている場合のみ)
3	【住宅賃借又は住宅取得の場合】 契約書(変更の場合のみ)及び領収書の写し
4	【住宅取得の場合】建物の登記事項証明書
5	【住宅取得の場合】書建築基準法に基づく検査済証の写し
6	【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し
7	【リフォームの場合】 契約書(変更の場合のみ)及び領収書の写し

申し込みフロー

